

【保険未加入者に対する確認フロー】

所属する事業所		就労形態	雇用保険	健康保険(いずれかに加入)	年金保険	
形態	常用労働者の数					
法人事業所	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金	→ 「適切な保険」の範囲 3保険
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金	
個人事業所	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金	→ 3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	→ 雇用保険 (健康保険と年金保険については 個人で加入※)
	—	事業主、 一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	→ (健康保険と年金保険については 個人で加入)

: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

: 個人の責任において加入するもの

※個人事業所の従業員の半数以上が同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けた場合、厚生年金及び健康保険が適用される。